

児童センター指定管理者の募集について

1 目的

「市民交流プラザ」「南守谷児童センター」の管理について、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の指定管理者を募集する。

2 対象施設

- ① 市民交流プラザ 御所ヶ丘五丁目25番地1
- ② 南守谷児童センター けやき台四丁目5番地1

3 業務内容

施設管理と乳幼児から高校生までを対象に心身の健全な育成を目的とした事業運営等

4 指定期間

5年間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

5 選定までのスケジュール

募集要項配布	令和2年6月26日(金)～令和2年8月25日(火)
応募受付	令和2年9月10日(木)～令和2年9月25日(金)
面接審査	令和2年10月22日(木)
指定管理者の候補者決定	令和2年10月22日(木)以降
議会の議決	令和2年12月上旬(予定)

6 その他

今回の募集は平成19年度(平成20年度から3年間)、平成22年度(平成23年度から5年間)、令和27年度(平成28年度から5年間)に続き4度目

【現在の指定管理者】

市民交流プラザ アクティオ(株) (平成20年度～)
南守谷児童センター (株)こどもの森 (平成20年度～)